

「令和7年度市内一円公園樹基礎情報調査業務委託」

・特記仕様書の記載内容に誤りがありました。次の正誤表をご確認ください。

訂正箇所（誤）	
特記仕様書（5ページ）	歩掛適用年月について
7. 歩掛適用年月について 本業務の積算に用いている経費は、設計業務等標準積算基準書（令和7年度版：国土交通省監修）を適用とする。 【積算基準関係図書のダウンロードについて】 https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000035394.html なお、下記業務の見積歩掛については見積を採用している。 《見積対象業務》 ・台帳更新に伴う三次元測量業務 ・調査結果の整理 ・業務報告書の作成 ・打合せ ・照査 業務内訳の歩掛数量は参考資料であり、受注者は本業務の趣旨を充分考慮したうえで、業務目的を完遂するための一切の手段について、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において定めるものとする。 8. 単価適用年月について 本業務の積算に用いる設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価については、国土交通省より、令和7年2月14日付で示された「令和7年度設計業務委託等技術者単価」及び、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」を適用とする。 9. 照査技術者の配置について 照査技術者は、以下の条件を満たすものとする。 《1号業務》 測量法第49条の規定に基づく測量士の登録を受けていること。 《2号業務》 次のいずれかの条件を満たすこと。 (A) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を次のいずれかとするものに合格し、その登録を受けていること。 ①建設部門（選択科目：「都市及び地方計画」） ②総合技術監理部門（選択科目：「建設—都市及び地方都市」） (B) 建設コンサルタント技術管理者認定制度により、国土交通省（旧建設大臣）に上記(A)と同程度の知識及び技術を有する者と認定されていること。 (C) RCCM（登録部門：「造園」又は「都市計画及び地方計画」）の資格を有し、登録を受けていること。	

：訂正箇所

特記仕様書（5 ページ） 歩掛適用年月について

7. 歩掛適用年月について

本業務の積算に用いている経費は、設計業務等標準積算基準書（令和6年度版：国土交通省監修）を適用とする。

【積算基準関係図書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000035394.html>

なお、下記業務の見積歩掛については見積を採用している。

《見積対象業務》

- ・台帳更新に伴う三次元測量業務
- ・調査結果の整理
- ・業務報告書の作成
- ・打合せ
- ・照査

業務内訳の歩掛数量は参考資料であり、受注者は本業務の趣旨を充分考慮したうえで、業務目的を完遂するための一切の手段について、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において定めるものとする。

8. 単価適用年月について

本業務の積算に用いる設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価については、国土交通省より、令和7年2月14日付で示された「令和7年度設計業務委託等技術者単価」及び、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」を適用とする。

9. 照査技術者の配置について

照査技術者は、以下の条件を満たすものとする。

《1号業務》

測量法第49条の規定に基づく測量士の登録を受けていること。

《2号業務》

次のいずれかの条件を満たすこと。

- (A) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を次のいずれかとするものに合格し、その登録を受けていること。
- ①建設部門（選択科目：「都市及び地方計画」）
 - ②総合技術監理部門（選択科目：「建設—都市及び地方都市」）
- (B) 建設コンサルタント技術管理者認定制度により、国土交通省（旧建設大臣）に上記(A)と同程度の知識及び技術を有する者と認定されていること。
- (C) RCCM（登録部門：「造園」又は「都市計画及び地方計画」）の資格を有し、登録を受けていること。

 ：訂正箇所